

小樽市民有林等活性化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林環境譲与税を活用し、民有林の適切な整備及びその促進につながる事業の実施の支援に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）についての事業区分、事業内容、基準要件、補助対象、対象経費及び補助率は別表1のとおりとし、その他特記事項は別表2のとおりとする。

2 補助事業は、補助金の交付申請を行う年度内に行うものとする。

3 小樽市又は北海道若しくは国の他の補助事業により同様の補助金等が交付されている場合（予定を含む。）は、この要綱による補助金の対象としない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分できる場合は、この限りではない。

4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体でない者

(2) 小樽市税を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者。

5 申請者は、次条の規定により交付申請書を市長に提出する場合において、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかなきは、これを減額して、消費税等相当額報告書（第18号様式）とともに提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第3条 申請者は、交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 位置図（事業実施箇所が分かるもの）

(3) 事業予算一覧表（第3号様式）

(4) 団体の規約（団体の構成、活動内容等が分かるもの）その他交付申請の審査に必要な書類

（補助金交付決定）

第4条 市長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認められたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき、修正又は必要な条件を付することがある。

（補助金交付決定等の通知）

第5条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容及びこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付決定をした後に、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、補助事業者が天災その他特別の事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、第15条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が当該事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

（補助金の概算払申請）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による概算払申請書を受理し、概算払をすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を概算払通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（決定の内容の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく事業計画書（変更）（第2号様式）を市長に提出し、変更承認書（第7号様式）による承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割以内の減であり、科目に変更がない場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく廃止承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、廃止承認書（第9号様式）による承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第12条 市長は、補助事業の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業に関して報告を求め、又は市長が指名する検査員（以下「検査員」という。）にその事務所等に立ち入り、帳簿及び書類の検査並びに関係者に質問させることができる。

（補助事業の遂行等の指示）

第13条 市長は、補助事業者が提出する報告書等により、補助事業が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを書面にて指示するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該通知を受理した日）から起算して30日以内（市の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日まで）に、実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、補助事業者が期限内に実績報告書を提出できない特別の事情があると認めるときは、当該報告書の提出期限を延長することができるものとする。

（1）事業実施経費一覧表（第11号様式）

（2）記録写真等

（3）その他事業実施の確認に必要な書類

2 補助事業者が、補助金の交付申請の際に当該補助金に係る消費税相当額が明らかでなく、消費税等相当額報告書を提出していなかった場合において、前項の実績報告書の提出に当たり当該消費税等相当額が明らかであるときは、これを補助金から減額して、消費税

等相当額報告書をととも提出しなければならない。

- 3 市長は、補助事業が完了したときは、検査員に命令し、小樽市民有林等活性化対策推進事業竣工検査要領に基づき検査を行わせ、検査調書（第12号様式）を作成させるものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第3項の検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で補助金の額を確定し、補助事業者に対し補助金確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第14条第3項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを書面（第14号様式）にて指示するものとする。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う是正の措置について準用する。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に流用したとき、補助事業に係る補助金の交付決定の内容若しくはこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反し、若しくは従わないとき又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても、同様とする。

- 2 前項の規定による取消しは、その旨を書面（第15号様式）により補助事業者に対し通知して行うものとする。

（補助金等の返還）

第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還（第16号様式）を請求するものとする。

- 2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（補助事業者の責務）

第19条 補助事業者は、補助事業により効用の増加した財産について、完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業施行地を森林以外の用途に転用する行為（売渡し若しくは譲渡又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、事業施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）、事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為（北海道の補助事業等による森林作業道整備事業又は林業専用道事業により整備した施設の維持管理に必要な行為を除く。）、その他補助の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あ

らかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき、交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。

- 2 小樽市森林経営計画に基づいて補助事業を行う場合において、当該計画の認定の取消しを受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、補助事業者は、市長が別に定める事項を遵守するものとする。

(事前着手届)

第20条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業の効率的な実施を図る上で、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、申請者は、あらかじめ市長の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着手届(第17号様式)を市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、交付決定前のあらゆる損失等は自らの責任とすることをよく理解した上で行うものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に関する費用の収支その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(理由の提示)

第22条 市長は、第13条若しくは第16条の規定による指示をするとき又は第17条第1項の規定による取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(委任規定)

第23条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月5日から施行する。